

報 道 資 料

発表日:平成30年12月6日

所 属:公立大学法人 奈良県立医科大学

担 当:人事課 木村、阪本

電 話:0744-22-3051 内線2175、2275

公立大学法人 奈良県立医科大学 職員の懲戒処分について

12月6日付けで看護師による窃盗事案について、下記のとおり懲戒処分を行ったので、お知らせいたします。

記

被処分者 : 本学 看護師 澤 翔太(さわ しょうた)

処分内容 : 懲戒解雇

処分理由 : 職員就業規則 第29条及び第31条違反 [注]

処分事由 : 平成30年10月26日 本学附属病院に勤務する上記看護師が、入院患者の財布から金銭を窃盗し、逮捕された。

注:職員就業規則(抜粋)

第29条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行しなければならない。

第31条 職員は次の事項を守らなければならない。

(1)法令、法人の規則及び規程に従い、かつ上司の職務上の命令に従わなければならない。

(2)法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。